

日米貿易の動向

— 米国包括貿易法スーパー301条と日米関係 —

安 延 申

昨年は、米国内が大統領選挙で湧きたって、対外関係にまで眼が向き難かったということもあって、日米経済関係は、比較的平穩に推移した。日米間の貿易不均衡が縮小傾向にあったこともこうした状況を助けたと言えるかもしれない。

しかし、今年に入ってから、F S X の開発を巡るゴタゴタを皮切りとして、スーパー301条の優先国への日本指定、通信機器を巡る日米摩擦、更には構造問題を巡る日本協議というように、日米摩擦は再び激化この兆しを強めている。

こうした一連の動きのなかで、やはり最も世間の耳目を集めたのは、スーパー301条の対日適用問題である。また、このスーパー301条は、最近の米国の通商政策の方向を考えるうえでも非常に重要な意味を持つ。そこで、ここでは、米国の通商政策の変遷に触れながら、スーパー301条の対日適用が持つ意味について考えてみたい。

米国の通商政策の伝統

米国は、G A T T、I M F に代表される第二次世界大戦後の世界の自由経済体制の発展をリードしてきた。しかし、これが、そのまま米国が歴史的、伝統的に自由貿易の信奉者であったということの意味する訳ではない。第二次世界大戦後の米国は、主要先進国の中で国土が戦場とならなかった唯一の国であった。このため、米国は、技術力を取つても、また、生産基盤を考えても圧倒的な競争力を誇っていた。このような米国にとっては、多少自国の関税を他国より低くしても、また、自国市場の障壁を減らしても、他国に市場機会を求めていくことの方が自国の産業を保護して、国内市場で充足するよりも有利であった。何故ならば、当時の米国産業にとって国際競争で負けるということは、殆ど考え難い状況にあったためである。米国自身は、国内に巨大な市場を抱え、そこで充分な利益が得られるため、本来は保護主義的な傾向が強いとすら言えなくもない。

その象徴が、一九三〇年代の大恐慌の後に成立したスムート・ホーレイ法という関税引上げ立法である。この法律は、大恐慌によつて被害を被つた米国内産業を国際競争から保護し、自国市場を梃として立ち直らせようというもので、当時の米国の平均関税率を五〇％を超える水準にまで引き上げるというものであった。この法律が、当時の主要先進国が争つて米国と同様の保護主義を採用しようとするきっかけとなり、大恐慌を一層深刻なものとしたことは、よく知られた事実である。

こうした米国の経済環境というものは、自国市場だけで経済運営を行うことが、そもそも不可能であり、隣国との通商が不可避であるという欧州諸国とは大きく異なるものである。このように、米国は、伝統的には、決して強固な自由貿易国ではなく、むしろ本質的には保護主義に傾斜し易い体質を持っているということには、注意が必要であらう。

米国の通商法の変遷

米国の通商政策を考える場合に、もう一つ注意が必要なのは、議会と行政府の関係である。米国の場合、外交政策の主導権は大統領（行政府）にあり、関税政策の主導権は、（特に、戦前は）歳入の重要な柱であるということと議会にある。そして通商政策は、この両者の中間に位置し、時々国際経済環境に応じて大統領の影響力が強まったり、逆に議会の影響力が強まったりしてきた。

このため、第二次世界大戦後、産業が自由貿易を望み、市場の拡大を欲した時期には、自由貿易政策を掲げる行政府の力が強くなり、

ケネディ・ラウンド、東京ラウンドといった自由貿易拡大のための重要な試みにおいて、米国は非常に強いリーダー・シップを発揮することができた。ところが、一九七〇年代に入つて米国の競争力に陰りがでるようになってからは、市場保護を求める一部の産業の支援を受けて、議会の影響力が次第に強くなり、次々に保護主義的な立法が成立するようになってきたのである。こうした一連の立法の特徴は、次第に大統領の貿易政策における権限を法律によつて限定しようとしていることで、例えば、産業救済、外国への制裁等に当たつて、外交上の配慮等によつて大統領が救済措置、制裁措置の発動を控えるといったことができにくくなつてきている。

こうした立法のはしりとも言ふべきものが、一九七四年米国通商法であり、この法律において、今や有名となつた30条をはじめとする多くの米国の通商法上の措置の原型が形作られている。その後、通商法は、七九年、八四年、八八年に成立しているが、この間の傾向は、すべて、大統領の権限を縮小し、保護主義的な措置の発動を容易にしていくというものであった。

一九八五年新通商政策とスーパー301条

上で述べたように、一九七四年通商法で、すでに30条は存在している。それなのに何故ここへきてこの条項がこれ程騒がれるのだろうか。その理由を少し考えてみたい。

まず、米国の通商法、もしくは、これに類する法令の中で外国からの輸入に関税を課すことができる、又は、輸入を制限することが出来ることを定めた条項は多く存在する。しかし、これらの条項に

おける貿易制限の措置の発動事由は、輸入の急増による特定産業の救済（セーフ・ガード）であるとか、安全保障の確保、ダンピングへの対抗といったもので、こうした事由による貿易制限は、ガットにおいても認められている、すなわち国際的な場において容認されたものである。

これに対し、31条の場合は、「諸外国の不公平、不合理な貿易行為によつて米国の通商上の利益が損なわれた場合」に「一定の交渉期間の後にはこの不公平、不合理な措置が是正されなければ、相手国に對し對抗措置、制裁措置が講じられるとされている。ところが、この「不公平、不合理」がどのような内容のものであるのかが、全く不明確であるうえに、こうした事由により貿易制限が行えるといったことは、国際的な貿易ルールのどこを見ても書いていない。つまり、31条の問題は、

① 何が不公平な貿易障壁であるかを米国の一方的な判断によつて決め、

② 一方的な制裁という脅迫を背景に他国に交渉を迫る。という二点にあるのである。

このため、この通商法31条は、かねてからガット等の場で問題とされてはきたが、マスコミや世間で騒がれるようになったのは、この二、三年である。これは、米国政府の法律運用の姿勢に大きく関係している。

実は、一九八〇年代半ばまでは、この31条は、存在してはいたが、米国政府も本条項の様々な問題点を意識してか、決して「活用される」といった状況にはなかった。通商政策の主流は、むしろ、主と

して輸入の急増に対応するためのセーフ・ガード条項（通商法31条）であり、このことは、例えば鉄鋼や自動車といった日米間の典型的な貿易問題の引き金となったのが、全て業界による31条提訴であったことを考えれば、非常によく分かる。ところが、八〇年代に入つてレーガン政権が成立してから米国の通商政策の傾向にやや変化が現れてきた。生粋の自由経済信奉者であったレーガン大統領は、「政府による市場保護は、むしろ産業の競争力を殺ぐだけである。」との考え方の下にセーフ・ガードの発動を手控える例が多くなったのである。

この考え方自身は、的を得たものであると考えられる。しかし、マクロ政策面においては、レーガン大統領の政策は決して賞賛できるものとは言いがたく、財政政策の超拡張的な運用の結果、米国の貿易赤字は急増し、議会からレーガン政権の経済政策への批判が著しく高まる結果となった。この結果、米国行政府としても、何らかの新たな政策の実施を迫られるようになり、八五年になつて二つの重要な政策が打ち出された。

その一つは、今やあまりに有名となつた9月25日のプラザ合意に端を発するマクロ政策協調の開始であり、もう一つは、9月23日に発表された「レーガン大統領の新選商政策」である。前者ばかりが有名になつた感じであるが、実際に、今日の米国の対外経済政策を考えた場合には、後者の「新選商政策」の方が大きな影響を残している。つまり、ここでレーガン政権は、「通商法31条を積極的に活用し、諸外国の不公平貿易に断固とした姿勢で対抗する。」ことを宣言したのである。

この30条重視の姿勢は、それまでのレーガン政権の基本姿勢を考えると、想像できないものではない。自由貿易新奉者であるレーガン政権としては、「自ら保護貿易を取って自国産業を守ることは主義に反するが、強い筈の米国産業が国際競争に負けるのは、相手が不正なことをやっているからであり、このような場合にはこれを徹しく罰することは構わないという訳である。これは、「自由貿易」という旗を下ろさず、自らの保護貿易的措施を正当化するためには、非常に都合のよい理屈であったと言える。

こうした米国の姿勢は、実際に30条の運用がガット違反等の明らかな不正貿易措置のみを対象にしていれば、それほど問題がなかった。ところが、最近になって、日米間の半導体摩擦の例に見られるように「強い筈の米国製品が相手国市場に十分入れていないのは、相手国に不正な措置があるからだ。」というように「結果が上がないから相手が悪い。」という理由による30条の発動が見られるようになった。ここに至って、30条は米国の主張の押しつけのための道具へと変質してきたのである。

スーパー301条の誕生

このように、既に八〇年代半ばにおいて、いわゆる30条アプローチは、米南通商政策の主流となっており、スーパー301条の成立は、こうした実態の変化を追認し、更に強化するものであったと位置づけられる。

通商法30条においては、法律手続きの発動は、民間からの訴えによるか、政府自身の発意に基づくものであった。ところが、米国政

府の貿易政策を手緩いとする議会が、30条の手続きを強制的なものとし、年に一回は、必ず政府が30条の発動を行わせようとして成立させたのが一九八八年に成立したスーパー301条であった。スーパー301条の手続きは、以下のようにまとめられる。

①一九八九年、九〇年の二年間、米国政府は、諸外国の貿易政策をレビューし、米国にとつての貿易障壁の存在を報告書にまとめる。

②この報告書において、特に米国の貿易利益を著しく損なっていると考えられる国とその貿易慣行を「優先国、優先慣行」として指定する。

③優先国として指定された国の優先慣行については、米国はその慣行の是正のために交渉し、交渉が不備に終わった場合には、制裁措置を講じることができる。

この手続きに従って、本年五月末に日本、インド及びブラジルの三カ国が優先国として指定され、日本については、人工衛星及びスーパー・コンピュータの政府調達と林産物に関する様々な技術基準等が米国に対する貿易障壁であるとされたのである。

スーパー301条への対応

ここで、これらの三つの品目について内容を議論してみても、あまり意味はない。問題は、こうした30条のような一方的、強制的なアプローチに対して、日本はどのように対応していくべきかということであろう。

スーパー301条の問題点はすでに述べたが、米国は、これは「相手

国の市場を開放させるための措置であつて、保護主義ではない。」と主張している。しかし、スーパー301条の問題は、仮に、ECや日本、アジアNEESといった諸国が同じような立法措置を行った時に何が起るかを考えれば、すぐ明らかになるだろう。これらの国が自分の判断で、自分の貿易利益を阻害していると考えられる国を「優先国」に指定し、自分の主張が容れられなかった場合に、対抗措置、制裁措置を取ったとすれば、今日の世界の自由貿易体制が崩壊して

しまうのは、火を見るよりも明らかである。戦後の自由貿易体制から最大の恩恵を受け、経済発展を遂げてきた日本としては、こうした事態が最悪のものであることは言うまでもない。日本としては、強くスーパー301条のアプローチに反対し、ガット体制を擁護していくというのが最も重要なことであろう。その意味で、スーパー301条の下では、交渉しないとしている今日の姿勢を政府は断固として貫くべきであろう。

(通商産業省通商政策局米州大洋州課・課長補佐)

としました。

この影本は、明治二二年秋から二三年春にかけて、その心情を吐露された詩歌の遺墨の中から選んだもので、同志社関係者のみでなく、一般社会にも強く訴えるものがあると思います。

◎ 色紙 (影本)

一葉一、〇〇〇円 (送料一七五円)

(A) 「時危思偉人」

明治二二年一月徳富蘇峰の依頼に
えて揮毫されたもの。

(B) 「不止月下併能越 豈涉八州是我分」

壯図却促男児涙 滴々跋為縷々文
明治二二年二月八日新潟伝道に従事

していた卒業生広津友信におくられた詩。

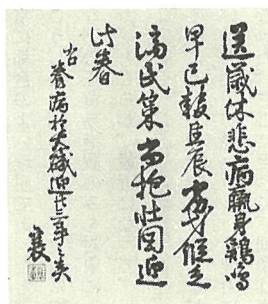
(C) 「送歳休悲病瀟身 鷄鳴早已報佳辰 劣才絀乏濟民策 尚抱壯図迎此春」

明治二三年一月一日大磯百足屋で春を迎えて詠まれた。

◎ 購入ご希望の方は左記へ、直接電話または文書でお申し込み下さい。

◎ 代金および送料は現品送付の際、振込用紙を同封しますから、後日ご送金ください。

同志社収益事業課
京都市上京区今出川通烏丸東入る
電話(〇七五)一二五一—三〇三七・八



新島襄の色紙の影本を頒布

同志社の創立者新島襄の書簡・色紙などの遺墨に日常接する機会は少なく、せめて複製された色紙でも欲しいとのご要望に応じて、色紙の影本を、三点作成頒布すること

発展途上アジア諸国における経済発展

— NIEES型とインド型 —

西 口 章 雄

▼アジアNIEESの成長

一九六〇年代の後半以降、アジアの発展途上世界におけるNIEES（韓国、台湾、香港、シンガポールによって代表される新興工業経済群）の登場とその後における驚異的な高度成長過程は、かつての世界経済における従属的な「周辺」地域から「半周辺」ひいては「中核」地域へと上昇を試みる「新興工業国の挑戦」であり、世界工業史における「第四世代工業化」の波動を示すものとして注目を浴びてきた。

アジアNIEESの経済成長は、周知のように、米国・日本からの資本（直接投資・借款）導入を媒介環として、とりわけ日本から生産技術と共に機械設備や部品・原材料を輸入して、主として米国市場向けに輸出される家庭用電気・電子製品、合板、繊維製品など工業製品の労働集約的な組立て・加工をなし外貨を獲得し、それをもとに同様なプロセス（対日生産手段輸入↓組立て・加工↓対米完製

品輸出）によって国内資本形成を促して更に高度な工業化と製品輸出の段階へ進むというようにして、いわば比較優位原則にもとづいて国際分業のメリットを積極的に汲み取っていったNIEES国家の経済政策的所産である。

このようにアジアNIEESは、市場メカニズムを活用した輸出指向工業化戦略の「成功」例として、とりわけ新古典学派の流れをくむ経済学者によって賞讃され、戦後世界経済秩序（IMF・GATT体制）が産み落とした発展途上世界の「優等生」の地位に引き上げられた。もつともこのような評価の背後には、先にみられたような米・日・アジアNIEESの間で形成されてきた「太平洋トライアングル」網」のなかで、アジアNIEESが日本の「鵜飼経済圏」ないし「迂回生産基地」として日本経済の成長を支え、ひいては一九七三年末の第一次オイルショック後に成長停滞局面に落ち込んでいった世界経済にたいして、経済活性化要因としての役割りを果たしてきたという事情があつた。同時にNIEESの「成功」が、上記のよう

なトライアングル網を前提として達成されたことも見落とせない

▼アジアNIEESのインパクト

アジアの発展途上世界の一角におけるNIEES化と高度成長は、国内市場指向の輸入代替工業化戦略を追求してきたアジア諸国にたいして重大なインパクトを与えた。一九七〇年代の後半以降、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシアなどのASEAN諸国もまた、アジアNIEESにたいする相対的低賃金の有利さを生かし、加えて第一次オイルショック後の世界同時不況の進行のなかでアジアNIEES工業製品にたいする先進諸国による広範な輸入規制の間隙をぬって、外資系多国籍企業の直接投資に依存した輸出指向工業化の道を歩み始めた。

アジアの発展途上経済「大国」である中国においても、世界経済にリンクさせて国内経済の近代化を指向する「点↓線↓面」へのNIEES型開発戦略が、広東・福建両省における四つの経済特区の設置（一九八〇年）に始まり、海南島および一四の沿海都市への経済開放区の拡大（一九八三―八四年）、次いで「国際大循環」論にもとづく「沿海地区経済発展戦略」（一九八八年一月、趙紫陽前総書記によって構想されたとされている）へと展開してきた。

▼単線的雁行形態のアジア経済発展論

以上でみられたように、戦後世界経済におけるアジアNIEESの登場と高度成長は、世界経済の活性化要因となつたばかりか、AS

EAN諸国や中国の開発戦略にたいしても大きなインパクトを与えてきた。このような動向を背景にして、ASEAN諸国がNIEESの後を追って準NIEESの戦列に参加して先進国日本へのキャッチアップ・ゲームを競ってゆき、それぞれの比較優位を生かした工業製品貿易のネットワークの形成を通じて「アジア水平分業の時代」が切り開かれつつある、というような単線的雁行形態的なアジア経済発展論が台頭してきた。

このアジア経済認識は、最近では「西太平洋経済圏」構想と結びついて、アメリカの経済的覇権の後退と共に現在進行中である世界経済再編成の動き——一九九二年における域内市場統合の完成を目指すEC諸国の動向、米・加自由貿易協定の締結などにみられる世界経済の地域主義的・差別主義的統合への動き——に対応して、アジアNIEESとASEAN諸国をして日本を核とする西太平洋国際分業圏の下に編成しつつ、アジアにおける経済的覇権の樹立を目指す日本資本の代表的イデオログによる新時代先取的な世界経済戦略的色彩を濃厚に帯びている。以上のような動向のなかで、次々とアジアNIEESに次ぐ「優等生」がでてくること、日本経済の成長にとって都合が良いことは言うまでもない。

▼アジアNIEESの変容

しかしアジアNIEESの成長を可能にした国際的・国内的諸条件は、近年大きく崩れかかっている。それと共に、NIEES型発展のあり方自体の変容が不可避となつてきている。まず第一に、一九八一年に誕生したレーガン政権下において、レガノミックスに「強い

アメリカ」の再生をかけ、一九八五年のG5における円高・ドル安誘動への強力な圧力にかかわらず、アメリカの貿易収支赤字は年々累積的に増大するばかりであり、遂に一九八五年を境にしてアメリカは巨大な対外債務国へと転落した。かつてNIEES製品の主要なアブソーバーとしてNIEESの成長を支えてきたアメリカは、韓・台NIEESにたいする一般特惠制度(GSP)の適用除外(つまり「卒業条項」の適用——一九八九年一月より)、ウォン・台湾元の対ドルレート切り上げと市場開放要求、包括貿易法制定(一九八八年九月)などを通じて、『太平洋トライアングル』網の主要な一環となる役割を今や放棄してしまった。とはいえ、日本がNIEES製品の巨大なアブソーバーとしての役割りをアメリカに代って果たしうるかどうかは、未知数である。

第二に、このような事態の展開のなかでアジアNIEESは、社会主義諸国を含めて市場の多角化と国際経済的相互依存関係の発展を計らざるをえなくなった。第三に、NIEES経済の国際化の進展は国内諸階層による政治的民主主義の要求を高揚させ労働運動の激化を招来し、NIEESの成長を支えてきた低賃金と安定的労働秩序を強権的に維持してきた開発独裁体制は、今日もはや持ち堪えることがでなくなつた。第四に、国内賃金上昇と自国通貨の切り上げのもとで多様なニーズに合わせた世界市場の自主的開発は、日本の「鵜飼経済圏」から脱して多角的な外資提携を通じた技術の自主開発能力(新製品の基本設計能力)の育成と発展が要求される。このためには国内中小企業の育成を計って国内関連産業の発展と基盤固めが前提的課題となる。これとの関連で財閥への経済力の集積排除など

経済的民主主義施策が要求されてくる。

今日アジアNIEESは確かに大きな変容を余儀なくされている。準NIEESに格上げされてきたフィリピンにおけるマルコス独裁体制の崩壊とアキノ政権下での新しい発展の道の模索、「安定的成長、所得をより公平に分配するような成長、より地域開発を進めるような成長を求め」てタイにおけるNAISC(Newly Agro Industrial and Service Country)型開発戦略の推進、これらは世界経済の転換期においてアジア諸国が新しい独自の開発戦略を模索し始めていることを物語っている。

このような時期に自国経済のNIEES型近代化を推進してきた中国国家は、共産党一枚岩の硬直的な権威主義的独裁体制の故に、国内経済改革の過程で高揚してきた中国人民諸階層による政治的民主主義の諸要求との間に越え難い溝を深め、今回の「悲劇」を演出してしまった。ここでは経済の近代化(世界経済との緊密なリンク)のためには、なによりもまず国家体制自体の民主主義的ペレストロイカを果たさなければならないという難題を抱え込んでしまった。

▼アジア経済の二分論

アジアNIEESを一様に論じられないように、アジアを構成する途上諸国もまたそれぞれ独自の経済開発戦略と発展構造をもつとみるのが妥当である。ところで先にみたアジア経済認識によると、単線的雁行形態の発展線上に発展の時間的な前後関係のもとに配列されたアジア諸国経済は、その延長線上を日本経済に牽引されて進行してやがて先進国日本と同質化してゆくものと想定されている。そ

してこの線上にあるアジア諸国を「成長のアジア」、それ以外を「停滞のアジア」とみる。前者では先進国日本へのキャッチアップの「確執のドラマ」が、後者では「絶対的貧困に向かつて絶望的な歩みを開始する、退行のドラマ」が展開されているとみる。そして後者の典型は南アジアであるとする。果たしてそうであろうか。

▼発展途上経済「大国」の社会・経済的土台構造

南アジアの「大国」であるインドは、「社会主義型社会」の建設を近代の国民国家形成の目標として、独立後一貫して経済成長・開発（重工業化）と「社会的公平」を車の両輪として、アジアNIESとは対照的に資本主義世界経済システムからの自立を求めて国内市場指向の輸入代替重工業化戦略を展開してきた。この戦略の基本的規定要因として、とりあえずここでは次の三点に限って、インドを発展途上経済「大国」とでも特徴づけられるような社会・経済的土台構造の特質が挙げられる。

①インドは広大な国土の上に多民族構成を基礎とする言語別州編成によって成立した連邦国家である。

②インドは多様な生産様式の重層的広がり、それを反映する有業人口の階層構成における多様性をもつ人口大国である。この広大な複合的生産様式社会を反映する多様な階層構成は、言語差、宗教差、人種差、カースト差と重層的・多元的に絡み合っておりインド社会の「非均質性」を規定している。

③広大な国土における自然的諸条件の地域的多様性（自然的諸条件の多様性は農業生産性の地域的格差、産業立地・投資の地域的偏

在を生む）に加えて、植民地期における輸出向け商業的農業の適地優先開発政策と港湾都市への重点投資に歴史的に起因する地域的発展の断層的格差構造の規模、である。

▼「不均質な社会」における国民的統合と経済開発戦略

以上のような民族国家成立の経緯を伴う「不均質な社会」を歴史的に前提とした国民統合（ネーション）の達成は、なお今日でも「課題として存在」しているのであり、国民的統合過程そのものは「ナショナルな統合とコミュニティの統合とのつばぜり合いの過程」である。こうした状況のもとで、経済開発過程から生ずる現実的・潜在的成果（政治・社会・経済的「稀少資源」）の配分における階層間・地域間格差の拡大は、複雑に交錯する政治・社会・経済的諸条件によって介在され、状況に応じてそれに不満・疎外感をもつ特定階層によって、カースト、宗教、民族がそれらのアイデンティティ（帰属意識）の表出手段あるいは「政治的動員的手段」として活性化され、国民的統合過程においてカースト・宗教・民族的紛争となつて現られる。

このように経済開発過程の諸々の歪みから生ずる諸階層間・社会諸集団間コンフリクトの国家的調整様式の形成が、国民的統合を推進するうえで不可避な課題となる。「不均質な社会」に立脚する国家が政治的民主主義に拠って国民国家建設を指向する限り、「社会的公平」は国民統合のための国家的発展戦略の理念として経済開発戦略のうちに現実的に組み込まれざるをえない。この理念は、経済的には次のような諸政策・制度・法律など、「制度的諸形態」（調整様式）

として展開してきた。少数者の手中への経済力集積の排除を目的とした「独占および制限的商慣行規制法」(MRTPA——一九六九年)。小規模工業育成のための希少原料割り当てや財政・金融上の優遇措置、小規模工業への特定生産分野の留保制度、地域間発展の不均衡是正を目的とした農村工業プロジェクト計画や後進県開発計画(一九六五年)、後進農村における「貧困線」以下層を対象として農村地域における局地的市場圏の形成を目的とする「統合的農村開発計画」(IRDP)など。

つまるところインドの経済開発戦略は、「不均質な社会」を構成する異質な社会集団の共存に基礎を置いた戦略であつたと言える。独立後インドにおいて民主主義政体が堅守されてきた理由の一端はここに求められる。かつそのこと自体が、インドの開発戦略における注目すべき一つの成果であるともいえる。独立後四〇数年の経過のなかでインドの食糧穀物生産高は、今日、一九六〇年代中葉における危機ライン(七〇〇〇万トン前後)を突破し、それをはるかに上回る一億五〇〇〇万トン以上の水準に達し、インドは国内の有効需要に関する限り自給を達成した。経済成長の緩慢さ・停滞性が問題とされながら、年率三・五%のGNP成長率(人口成長年率——二%)がみられ、スロー・ステップではあつても一九七〇年代の中葉には内部自給性の強い重化学工業生産体制をもつに至つた。高い人口成長率を伴う大量の貧困層の存在は別として、伝染病や飢饉は過去のものとなつた。これら幾多の成果にかかわらず、今日なおここでは「退行のドラマ」ではなく、異質の共存と貧困の解決にむけられた「確執のドラマ」が展開されているのである。

確かに、厳しい輸入規制の下での国内市場の保護、規模の経済性(生産の効率化)をあえて無視して少数財閥系列企業や外資系列企業にたいして適用されたMRTPA、過度な小規模工業の育成政策、投資の経済性に固執しえない後進農村地域開発計画の必要性など、先の土台構造から規定された経済政策は、インドの輸入代替産業の非効率・高費用構造を生みだし、低成長な外延的資本主義発展(小規模工業の幅広い発展)をもたらした。この点新規企業の参入を慎重に統制して、財閥主導下で規模のメリットを生かした独寡占的輸入代替重工業を、政策的金融その他の輸出補助政策の下で輸出産業向けに育成してきた韓国における国家介入パターンと対比して、インドのそれは対照的である。

▼インドにおける「経済自由化」の行方

一九七〇年代になって先進諸国のメカトロニクスの発展に象徴される技術革新が進展し、独立後インドが重工業化と共に吸収・適応してきた標準・成熟技術は、世界的な水準において陳腐化を余儀なくされていった。加えてこの間アジアNIEsにおいて驚異的な高度成長がみられた。このような事情に促がされて、一九七〇年代の後半以降インドにおいても、ハイテクノロジーの導入と開発による効率の高い輸入代替産業の育成を目的として、「経済自由化」政策(最近では「選別的輸入主導近代化」政策と呼ばれている)が徐々に推進されるようになってきた。

インドのような発展途上経済「大国」にとつて「経済自由化」政策の行方は、さし当り「異質の共存」に基礎を置く経済発展戦略が

それを前提にして、成長・効率の論理を取り入れた弾力的で自律的な新しい社会・経済編成のパラダイムを模索しつつ、それがどこまで「異質の同質化」（インド経済の資本主義的世界経済ネットワークへの緊密な統合→近代化）過程を包み込んでゆくことができるか、両者の矛盾の国家による高次な調整様式の形成能力にかかっている。これは、世界経済の転換期において新しい発展の道を模索しつつあるアジアの途上諸国が、多かれ少なかれ抱え込んでいる問題であるとも言える。この点の理解をぬきにして、われわれ日本人が「西太平洋経済圏」の構築について語る場合、かつての「大東亜共栄圏」と重ねられて、アジア諸国からの反発を受けるのは必定である。

（大学商学部教授）

参考文献

- ① 金泳鎬 『東アジア工業化と世界資本主義』 東洋経済、一九八八年。
- ② 朴一 「韓国のNIESS化と日米関係」 『国民の経済白書』 日本評論社、一九八八年。
- ③ 涂照彦 『NICS——工業化アジアを読む』 講談社現代新書、一九八八年。
- ④ 渡辺利夫 梶原弘和 『アジア水平分業の時代』 日本貿易振興会、一九八三年。
- ⑤ 渡辺利夫 『成長のアジア 停滞のアジア』 東洋経済新報社、一九八五年。
- ⑥ 渡辺利夫 『西太平洋の時代——アジア新産業国家の政治経済学』 文藝春秋、一九八九年。
- ⑦ 柳田侃 『アジアNIESS的發展の特徴——その歴史的意義と日本』 『国民の経済白書』 一九八八年。

⑧ 絵所秀紀 「インド——工業停滞論争と経済自由化体制への転換」 『アジア研究』 アジア政経学会、一九八九年。

⑨ 西口章雄 「インド——輸入代替重工業化政策の背景と展開 柳田侃編著『世界経済——グローバル化と自立』 ミネルヴァ書房、一九八九年。

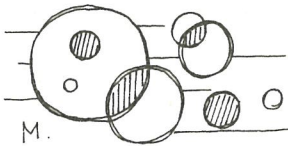
⑩ V・N バラスプラマニヤム 『インド経済概論——途上国開発戦略の再検討』（古賀正則監訳）、東京大学出版会、一九八八年。

⑪ 佐藤宏編 『南アジア現代史と国民統合』 アジア経済研究所、一九八八年。

⑫ 古沢賢治 「中国農村工業と開放政策」（柳田侃、前掲書）。

⑬ A・リビエッツ 『奇跡と幻影——世界的危機とNICS』（若森章孝・井上泰夫訳） 新評論、一九八七年。

⑭ A・リビエッツ 『『南側諸国』の万華鏡』 R・ボワイエ編 『世紀末資本主義』（山田鋭夫ほか訳） 日本評論社、一九八八年。



地球環境を考える

ーグローバルエコロジーの視点でー

小 原 弘 之

フロンガス、オゾン層、酸性雨等環境に関わる言葉は、毎日、何らかの形で各種のマスコミに登場している。七月に開かれた先進国首脳会議でも、地球環境の保全は重要なテーマであった。環境問題はすでに政治問題になっており、本稿で大上段に振りかざすには、少し遅過ぎた感もしないではない。しかし、各自の環境観、地球観を整理する意味で、問題点を列挙してみるのも無駄ではなからう。

オゾン層の働きとその破壊

地球上、特に陸上に生命が上陸できたのはオゾン層が形成されたためだと言われている。太陽から放出される紫外線は生命にとって極めて有害である。紫外線は生細胞に当たると、遺伝子DNAに作用する。塩基の一種であるチミンが二個並んでいる所に働いてチミン二量体をつくり、その結果、塩基配列という形で保持されている遺伝情報を攪乱してしまう。突然変異の起るしくみの一つである。し

かし、通常、生細胞の中では、DNAに障害が生じた場合、鋏と糊の役をする特殊な酵素系が働いて、切ったり貼ったりして元の正常な状態に修復する機構が備わっている。ただ、紫外線がある強さを越せば修復は間に合わない。ささやかな実験を試みた。アサガオやダイコンの種子を発芽させ、子葉が開いてから、紫外線を照射すると三十分照射区ではクロロフィルが褪色したり明らかな生育障害が認められる。もう一つの実験では、子葉展開後、毎日一分間だけ照射し、これを十日間継続する。同じように生育障害が認められる。これらの結果は、紫外線が強ければ強いほど、又少しずつでも連続的に照射を受ければ、何らかの生育障害が起きることを示しており、紫外線が生物圏に到達する前に吸収されることが如何に重要であることを示唆してくれている。フロンガスがオゾン層を破壊するということは、十数年前に米国の学者が仮説として提唱したものであるが、その後地球観測衛星が南極上空にオゾンホールを見つけて俄に議論

され始めた。その後の種々の実験はフロンガス中の塩素がその犯人であることを指摘している。現在五種一〇万tのフロンガスが生産され、スプレーや精密機器の洗浄など多目的に使われている。フロンガスは後述の地球温暖化にも関係しており、二十一世紀までに使用を全廃しようとしており、その代替品の開発が急がれている。

しかし、「安定で多目的に使用できるが故にフロンである」から、フロンの代替品を開発するにしても、結局は「フロンのなまの」になつてしまう恐れもある。これを如何に克服するかであろう。

突然変異を誘発するという点では、電離放射線はさらに恐ろしい。地球上には、原子力発電、核兵器、放射性同位元素、放射性廃棄物など放射エネルギーとなり得るものが満ちている。これらは一応厳重に遮蔽されていることになっているが、過去に起きた事故などから考えて、必ずしも完全ではない。一旦漏出が起るとローカルな問題ではあり得ない点、フロンガス同様、正に地球毒と言つてもよいであろう。しかし、テーマがあまりにも大き過ぎるので別稿に譲るが、地球環境を考える上で、核汚染は避けて通れる問題ではない。

酸性雨

普通の雨には炭酸ガスなどが溶けているため、pHは5.6前後である。これより低い数値を示せば酸性雨ということになる。ヨーロッパやカナダの調査では、4.0という低い値の酸性雨が森林を枯し、湖沼の生物に被害を与えている。酸性雨は工場から出る煤煙中の硫黄酸化物や自動車排ガス中の窒素酸化物等が雨滴中に溶けて硫酸や硝酸に

なるためとされている。雨に打たれることは、植物にとつては、直接稀酸液を浴びているようなもので、当然の結果として、生長点などが傷害を受けるし、離層が形成されて落葉が盛となる。森林全体の破壊は、土壌の酸性化によるカルシウムの溶脱あるいはアルミニウムの沈着が植物の養分吸収を阻害する結果であるという説明もある。日本では現在のところ、あまり目立ってないが、pH5.0前後の酸性雨が広範囲に認められている。ただ、島国日本の地形が幸いして、山から海への距離が、大陸などからくらべれば急で且つ短いため、比較的速く海に流出して稀釈されることも被害が目立たない理由の一つであろう。しかし、日本の場合は、むしろ、中国の工業化が進む今後の方が重大である。日本自身の工業化の結果としての酸性雨は大部分太平洋上に流れている可能性が考えられるが、中国の工業化の結果としての酸性雨は偏西風に乗って日本列島を直撃する場合もあり得る。環境問題は一国だけの問題ではなく、地球規模の問題となる所以で、自分の唾だけでなく、他人の唾がかかるのが環境問題でもある。勿論、自分の唾が他人にかかっていることも常になるべきである。

熱帯雨林の破壊

地球上の森林資源の50%は熱帯雨林である。熱帯雨林が所属する国の多くが現在発展途上にあるため、森林伐採の一つの目的は食糧増産のための焼畑確保にある。しかし、主目的は外貨獲得のための原木あるいはその加工品の輸出にある。これを輸入する国の大半が

先進国であるのも皮肉である。熱帯雨林の役割は、その強大な光合成能力にある。別の言葉で言えば、炭酸ガスの浄化力である。地球全体の空気清浄器と考えてもよい。この大切な能力が焼畑や木材輸出のために急速に失われつつある。このため、空気の浄化はもとより、地球全体の気象に大きな影響を与えている。伐採は中止すべきだという意見が強いが、それぞれの国の事情があり問題は複雑である。つまり、木材輸出がその国の財政を支えるとなると先進国側が「地球全体のために乱伐を中止せよ」と一方的に迫まるのは少し虫がよすぎるようである。結局、工業先進国のエゴイズムと言われないためにも、熱帯雨林保全基金のようなものを国際レベルで設置し、それぞれの国が木材輸出中止で失う財源を保障する必要がある。熱帯雨林には、もう一つ別の顔があることを忘れてはならない。豊富な植物が食物連鎖の根底となり、多種の野生生物の宝庫となっている。野生という遺伝子資源を守る意味でも乱伐は控えるべきであらう。

地球温暖化

アラスカを旅行した時、永久凍土上の家屋が傾いたり、亀裂を生じて、住人が放棄した家を何軒か見た。説明では、凍土が溶けて、地盤が傾いたためだそうである。道路の波打ち現象も同じ原因だとのことであった。アラスカは50%近くが永久凍土で、気温の上昇は深刻な問題となっているようである。気象学者は温暖化の原因を、炭酸ガスやフロンガスなどによる「温室効果」においている。太陽

から届いた熱の一部は地表に反射して宇宙空間に逃げるのが普通であるが、二酸化炭素などの層が厚くなれば、ここで再び反射して地表に戻るため、地表の温度が上昇する。この結果、氷河、永久凍土中の氷を少しずつ溶かす。特に、南北両極に影響しやすく、その結果は地球全体の気象に大きな変化をもたらすとされている。氷河、氷冠が溶ければ、海面が上昇し、世界の主要大都市の多くが水没すると推定されているし、港湾施設の大部分が使用不能になる。他方、早魃が続き、砂漠化する地域も増えている。この問題の解決は、先述の熱帯雨林の保全とも密接に関係している。まず、化石燃料の使用を控えなければならぬが、これに代る代替エネルギーの開発という難問をかかえている。他方、発生した炭酸ガスを逆に物質生産の素材として利用する必要がある。そのためには、熱帯雨林の機能を発揮させるだけではなく、もう一つの光合成の場である大陸棚水系の活性を高めることである。海洋汚染の防止、熱帯雨林の保全は、グローバルな視点で考えるべき問題である。

環境汚染―毒性物質の濃縮

自然が生合成した物質は、必ず自然が分解できるよう分子設計されている。植物は無機物を利用し、動物は植物のつくった有機物を生命活動の糧とする、すべての生物体は最終的には水や炭酸ガスやアンモニアのような簡単な物質に戻る。これを物質循環という。細菌や真菌などが最終コースで活動する。動物の遺体が知らぬ間に骨だけになったり、落葉の山が腐植になり、土壌と化するのも微生物の

働きの結果である。微生物系が正常な機能をしている時は、この流れはスムーズであるがどこかに異常が生ずれば途端に流れが止り蓄積が始まる。適当に物が腐るということは、むしろ歓迎すべきことであって、腐らないことを恐れるべきである。

自然が造つたものは必ず自然が分解すると申し上げた。ところが、自然が全く分解できない、それでいて極めて有用な物質を人間が科学の力で合成する例が増えてきた。例えば、ポリ塩化ビフェニル(PCB)がその一つである。この物質に関しては、その毒性が大社会問題になったので詳述は避ける。化学的に安定であるということは多岐にわたって有用であるが、この全く同じ性質が環境毒となる。人間は昔から、「選抜」によって有用生物を集め、栽培しあるいは家畜化することにより生活を安定させて来た。有用生物の集約化は感染症との戦いを生んだ。一旦、集約化されて、人類にとって有用な形質だけが抽出・強調された生物は、その原種と比較すると、栄養生理上あるいは耐病性の面で極めて劣っている。そのため、常時肥料(栄養)や農薬によるコントロールが必要となる。その結果、余った肥料や農薬が土壌を疲労させ、河川や湖沼の富栄養化や農薬公害を引き起す。正に、「過剰の人力が汚染の原因となる」という生態学の原理を地で行っている状態である。もう一つ重要なことは、生態系の構造にある。

生態系は個体のつながり、個体群のつながり、そして群集のつながりというように、密な連絡構造をもち、その中を食物連鎖や食物網が走っている。この連鎖を物質が通過すると、連鎖の上位の生物に移るほど、その体内にはかなりの濃度に濃縮されるため、有害化

する場合がある。殺虫剤のDDTやBHCなどがこの例である。最近ではダイオキシンやトリフェニルスズなども注目されている。人間の生活を守るために用いた農薬が人間自身にとって有害な物質として、食物連鎖の最上位ある人間に戻って来たわけである。

我々は、目的達成のためには性急であり、又極めて微視的である。ゴルフ場の芝を維持するため、肥料や農薬を多量に使う。ゴルフ場は美しく保たれるが、余った肥料や多量の農薬の行方はどうなるか!? ゴルフ場の領域を出たら「後は野となれ山となれ」では困る。ある物質を環境に投入する場合、それがどのような形で自然に帰るかを十分見極めねばならない。そのためには、生態系の構造と機能を熟知し、物質とエネルギーの流れを理解することである。

さて将来、環境問題として大きくクローズアップされそうなのが、「遺伝子汚染」である。遺伝子工学の手法を用いて改良された生物が実験室から外へ出た時に起るであろう諸問題は倫理上、生態学上あるいは進化学上未解決の点が多い。ただし、本稿では紙面の都合上問題点の指摘のみにとどめておく。

環境教育の必要性

環境破壊、環境汚染の代表的な例を挙げてみた。地球環境を考える上で「地球は一種の宇宙船である」ということを忘れてはならない。「地球は一つのシステムである」という言葉に置き換えてもよい。「アジア」や「ヨーロッパ」という「部分」の特徴を知ると同時に、その部分が構成する「地球」という「全体」を理解し、トータルな

結論を下さねばならない。ローカルな手当て解決できないのが地球環境問題である。一部の国が資金を投入して真剣になっても、他の多くの国が無関心であつては、対症療法にもならないであろう。今こそ、グローバルエコロジーが確立されなければならない時である。同時に、すべての人々が、^々国際人を越えた真の意味での「地球人」になることであろう。この地球人は、地球上すべての「生命」に対して、その尊さを理解し合わねばならない。環境保全、自然保護の原点は、「地球は、人類のためだけにあるのではなく、生命をもつすべてのものが共有する宇宙船である」ことを知ることである。このことを徹底するためには、政治や経済の立場から国際的に考えると同時に、環境教育、生命尊重教育を通して、子供のときから、個人々々の行動に責任を持たすことである。一人々々が身近かな環境を大切にする^々ことが、最終的には大きな力となりそうである。

我々は、この地球を荒涼とした火星にしてはいけないし、勿論、灼熱の金星にしてもいけない。美しい、青い地球をそのまま後世に残さねばならない。それが地球で今を生きている者の義務でもある。

(女子大学教授)

新島襄関係文献(抄)

- | | |
|---|------------|
| 「新島襄全集」全十巻(刊行中) | 同朋社出版 |
| A. S. HARDY, LIFE AND LETTERS OF JOSEPH H. NESIMA | 同志社大学出版部 |
| 「同志社設立の始末・同志社大学設立の旨意」□語改記並原文」 | 同志社 |
| 森中章光編「新島先生書簡集」正・続 | 同志社 |
| 同志社編「新島襄書簡集」一岩波文庫 | 岩波書店 |
| J・D デイヴィス著・北垣宗治訳「新島襄の生涯」 | 小波書店 |
| 「新島先生記念集」 | 同志社校友会 |
| 「明治文学全集第 四十六巻―新島・植村・清沢・網島集―」 | 筑摩書房 |
| J. D. DAVIS, JOSEPH HARDY NESIMA | 同志社 |
| 森中章光編著「新島襄片鱗集」 | 丁字屋書店 |
| 森中章光編著「新島襄先生詳年譜」 | 同志社・同志社校友会 |
| 永澤嘉巳男編「新島八重子回想録」 | 同志社大学出版部 |
| 徳富蘇峰著「新島襄先生」 | 同志社大学出版部 |
| 魚木忠一著「新島襄―人と思想」 | 同志社大学出版部 |
| 岡本清一著「新島襄」 | 同志社大学出版部 |
| 渡辺実著「新島襄」 | 吉川弘文館 |
| 同志社社編 | 同志社 |
| 「同志社百年史 通史編Ⅰ・Ⅱ」 | 同志社 |
| 「同志社百年史 資料編Ⅰ・Ⅱ」 | 同志社 |
| 和田洋一著「新島襄」 | 同志社 |
| 同志社社史資料室編「追悼集Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」 | 同志社 |
| 雑誌「新島研究」 | 同志社新島研究会 |